

平成30年4月4日作成
令和2年4月1日見直し

横浜薬科大学研究倫理教育計画

<基本方針>

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、横浜薬科大学（以下「本学」という）における研究活動の不正防止を徹底するため、「横浜薬科大学研究倫理規程」第18条の規定に基づき、本学の現状を踏まえ、次のとおり研究倫理教育を実施する。合わせて、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、研究費等の適正な使用について教育する。

1 教育対象

本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者（非常勤教員、研究支援者等）及び研究室に配属された学生とする。研究費等の適正な使用については、研究費等を取り扱う事務職員を含む。

2 教育内容

倫理意識の向上、研究活動実施上の研究者が守るべきルール、関連法令及び本学の規程等、本学の不正行為への対応、不正事例等を定期的に教育する。また、被教育者の特性に応じた、教育内容及び教育要領に努める。

3 教育対象ごとの教育内容及び教育要領

(1) 本学所属教職員（非常勤等含む）

倫理意識の向上を図るため全教員及び研究費等を取り扱う事務職員に誓約書を提出させるとともに、部外の研究倫理 e-ラーニング（eAPRIN 又は eL-CoRE）を定期的（3年以内）に受講させるよう指導する。また、教員連絡会の場を活用し、定期的に教育を実施する。

競争的資金を獲得した場合は、利益相反自己申告書を提出させるよう指導する。

(2) 研究支援者等

倫理意識の向上を図るための誓約書の提出及び部外の研究倫理 e-ラーニング（eAPRIN 又は eL-CoRE）の受講について、研究室主任を通じて依

頼する。また、教育用資料を配布して、意識向上に努める。

(3) 学生

在学中に全ての学部学生に対して、研究倫理の基礎知識を教育するため、卒業研究の研究室を決める説明会において教育を実施する。すでに研究室に配属されている学生については、研究室に資料を配布し、研究室主任等に教育を実施させる。

大学院生に対して研究倫理教育を実施する。また、博士課程学生に対しては、部外の研究倫理 e-ラーニング (eAPRIN 又は eL-CoRE) の受講を勧める。

学生に対し研究ノートを配付し、研究データの取扱いの基礎を教育する。

4 教育資料の作成

教育資料は、文部科学省、日本学術振興会等の資料、本学倫理規程、本学利益相反ポリシー及び本学公的研究費に関する行動規範を活用するとともに、必要に応じ、本学独自資料として、ハンドブック、教育資料等を作成する。資料の作成事務は学務課又は教育実施教員が担当する。